

# 振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する区域及び同表備考2に規定する時間について

平成8年3月29日  
仙台市告示第190号

振動規制法施行規則（昭和51年総理府令第58号）別表第2備考1に規定する市長が定める区域及び同表備考2に規定する市長が定める時間について、平成元年仙台市告示第95号を次のとおり変更し、公示の日から実施することとしたので、告示します。

## 1 区域の区分

振動規制法施行規則（以下「規則」という。）別表第2備考1に規定する市長が定める地域は、次の各号に掲げる区分に応じ、平成8年仙台市告示第188号第2項の表に掲げる区域のうち当該各号に定める区域とする。

- (1) 規則別表第2備考1第1号に掲げる区域 第一種区域
- (2) 規則別表第2備考1第2号に掲げる区域 第二種区域

## 2 時間の区分

規則別表第2備考2に規定する市長が定める時間は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める時間とする。

- (1) 昼間 午前8時から午後7時まで
- (2) 夜間 午後7時から翌日の午前8時まで